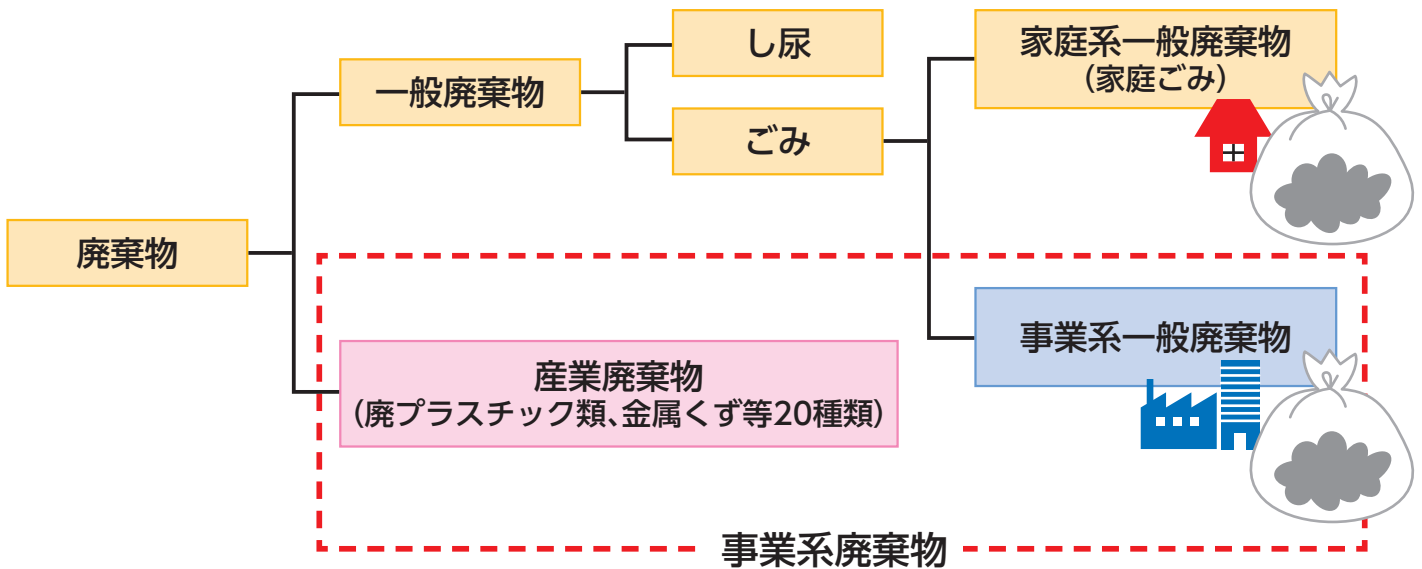


事業系廃棄物の分別に注意してください!

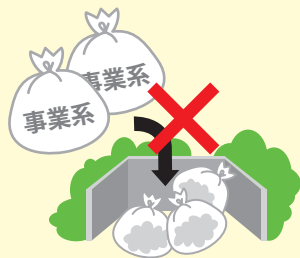
事業活動に伴って生じたごみは産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分類されます

事業活動に伴って生じたごみを事業系廃棄物といい、その種類や発生源によって「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類されます。事業活動により生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(通称「廃棄物処理法」。以下「法」という。)で定められた20種類の廃棄物を産業廃棄物といい、産業廃棄物以外の廃棄物を事業系一般廃棄物といいます。事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所などの営利を目的とするものだけでなく、病院、学校など公共サービスを行うところや、NPO(非営利団体)、宗教法人、個人商店など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。



事業系廃棄物を家庭ごみとして出すことはできません

事業の規模やごみの量に関わらず、近所にある「家庭ごみ」の集積所に出すことは不法投棄に当たります。



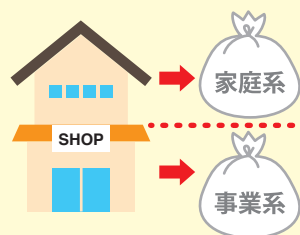
事業系廃棄物は分別してそれぞれ処理してください

廃棄物の処理を委託する際は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物それぞれに処理を行うための契約が必要です。
→裏面へ



住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に処理してください

住居と店舗が一体であっても、店舗から出たごみを家庭ごみとして出すことはできません。



不法投棄や野外焼却は犯罪です

- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金



一般廃棄物、産業廃棄物に関わらず、廃棄物を不法投棄したり、野外焼却(野焼き)したりすることは、法により禁止されています。これらに違反した場合は、罰則が課せられます。(法第25条及び第32条)

事業系廃棄物の処理は 許可を有する業者に委託しましょう

事業系一般廃棄物

産業廃棄物

許可業者と 委託契約



越谷市一般廃棄物収集運搬業許可を有する業者と委託契約を締結します。

<越谷市ホームページ>

- 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

産業廃棄物処分業許可を有する業者と処分契約を締結するとともに、収集運搬を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業許可を有する業者と委託契約を締結します。

<越谷市ホームページ>

- 産業廃棄物収集運搬業者(積替え保管を含む)名簿

<埼玉県ホームページ>

(<https://www.pref.saitama.lg.jp>)

- 産業廃棄物処理業者名簿

<埼玉県環境産業振興協会HP>

(<https://www.saitama-sanpai.or.jp>)

- 会員検索

分 別



事業者は、事業系廃棄物を排出する段階で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物、リサイクル可能なものに分別し、ごみの減量・リサイクルを促進するため、適正な分別を行ってください。

なお、産業廃棄物については、種類ごとに分別する必要があります。

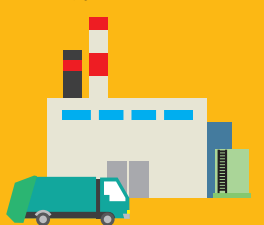
保 管



廃棄物の保管を行う場合は、飛散や流出、地下への浸透、悪臭の発生などがないように、適切な措置を講じる必要があります。また、ガラスや猫などによる散乱被害がある場合は、蓋付きポリ容器やガラス避けネットを利用するなどの対策を講じてください。

産業廃棄物の場合は、掲示板や囲いの設置、屋外保管の場合は高さの制限などの保管基準がありますので、適切な保管を行ってください。

事業所から 排 出



契約した越谷市一般廃棄物収集運搬業者が、事業系一般廃棄物を収集します。分別方法や排出方法など、収集運搬業者と相談し、適正な排出を行ってください。

契約した産業廃棄物収集運搬業者が、産業廃棄物を収集します。分別方法や排出方法など、産業廃棄物収集運搬業者と相談し、適正な排出を行ってください。

なお、産業廃棄物を引き渡す際には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。

— 問い合わせ —

越谷市 廃棄物指導課
電話:048-963-9188

詳細は越谷市ホームページにて、
「事業者向けごみ処理ガイドブック」でご確認ください。
<<https://www.city.koshigaya.saitama.jp>>